

入営当の召集当の口給にて採用せらるゝ
即ち前等級にて採用のこと

六、懲罰委員會設置の件

嘆願理由

従来事故に対する決裁は頗る不徹底なるものに、従業者側の苦衷を知らざる故
は不迫たるは往々にして其の決裁上に無理を承たしことあり故に懲罰決定に關しは左に
表し如く委員を設けて其の會議に出席せしめ決議せしめ以て懲罰の公正を期す、
事が必要ならず、此が今回嘆願するに至つた私達の要望也、

委員會組織実行方法

本社員と同数委員を候補者より出すこと

現業員より

六、線線 二名 三、線線 二名

七、單車撤廢の件

嘆願理由

在承會社使用の單車は最早時代錯誤のものなり、極度の節外の發廢と文化、進歩
の時代に適合した車体を要求して止むべし、
此頃の承會社の使用のため極度の激動を乗客に與へ、器具の不完全より故障
の續出を見ために操車上の内滿と會社營業の低率を引下し結果は交通機關
の使命を遂行し得ずものとなり、
斯く見れば今や時代の進歩と水も單車の撤廢を要すこと切なるものなり、

八、信号人改善の件